官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**四六）　二
○財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**四九）　二
〔**法規的告示**〕
○国債の金利スワップ取引に関する省令第三条第二項第一号に規定する財務大臣が別に定める特殊の関係のある者を定める件の一部を改正する件（**財務**一二五）　三
○農業保険法第百六十二条の規定に基づき任意共済の共済金額の最高額を定める件の一部を改正する件（**農林水産**六七五）　三
○令和六年農林水産省告示第八百七十八号（漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の期間を定める件）の一部を改正する件（**同**六七六）　四
○精米についての検査方法の一部を改正する件（**同**六七七）　四
〔**その他告示**〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**八四）　四
○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件（**外務**一五八）　四
○ハイチ共和国における保健施設における水・衛生環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（**同**一五九）　四
○フィリピン共和国におけるバンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域における持続可能な水産業バリューチェーン構築計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（**同**一六〇）　五
○フィリピン共和国におけるバンサモロ地域における地域社会の経済開発及び生計に係る取組を通じた人間の安全保障の推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**同**一六一）　五
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（**国土交通**三五〇）　五
○船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を指定する件（**同**三五一）　五
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**五）　五
〔**国会事項**〕
内閣　五
〔**人事異動**〕
官庁事項　五
〔**叙位・叙勲**〕　六
〔**皇室事項**〕　六
〔**官庁報告**〕
人事院規則八―一二（職員の任免）第十八条第一項第四号の規定に基づき、平成二十六年人事院公示第十三号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一五）　六
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一三）　七
〔**公　告**〕
諸事項
官庁
財団、公示送達関係　八
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更関係　三〇
会社その他　三一

省　　令

○総務省令第四十六号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月一日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～11　略］ 12　法別表第一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十四　略］ 十五　金融商品取引法第六十六条の七十一の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 十六　金融商品取引法第六十六条の七十五第一項又は第六十六条の八十三第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 十七～四十五　［略］ ［13～254　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～11　同上］ 12　［同上］ ［一～十四　同上］ ［新設］ 十五～四十三　［同上］ ［13～254　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は公布の日から施行する。

○財務省令第四十九号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月一日

財務大臣　加藤　勝信

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が同一のものは改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものはそれぞれ改正後欄に掲げる規定として移動し、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（理財部の所掌事務） **第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三十一　略］ 三十二　次に掲げる者の検査その他の監督に関すること（金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官及び証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。 ［イ～ヲ　略］ ワ　投資運用関係業務受託業者 カ～ヤ　［略］ ［三十三～三十七　略］ （金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課の所掌事務） **第二百二十一条**　金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課は、財務大臣の承認を受けて財務局長又は福岡財務支局長が定めるところにより、次に掲げる事務（金融総括課、検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。 一　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ～ワ　略］ カ　投資運用関係業務受託業者 ヨ～オ　［略］ ［二・三　略］	（理財部の所掌事務） **第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三十一　同上］ 三十二　次に掲げる者の検査その他の監督に関すること（金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官及び証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。 ［イ～ヲ　同上］ ［号の細分を加える。］ ワ～ク　［同上］ ［三十三～三十七　同上］ （金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課の所掌事務） **第二百二十一条**　金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課は、財務大臣の承認を受けて財務局長又は福岡財務支局長が定めるところにより、次に掲げる事務（金融総括課、検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。 一　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ～ワ　同上］ ［号の細分を加える。］ カ～ノ　［同上］ ［二・三　同上］

（貸金業調整官）

第二百三十二条の二　［略］

2　貸金業調整官は、命を受けて、第二百二十一条第一号レからヰに掲げる者の監督に関する事務のうち重要な事項についての調整に関する事務を処理する。

附　則

（財務局の管轄区域の特例）

7　［略］

［見出しを削る。］

8　第二百二十一条第一号に掲げる事務（同号カに掲げる者に係るものに限る。）のうち関東財務局長に限って委任される事務については、令附則第五条の規定に基づき、当分の間、関東財務局の管轄区域を全国とする。

（財務局及び福岡財務支局の理財部検査監理官の職務及び理財部検査総括課の所掌事務の特例）

9　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○財務省告示第百二十五号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行に伴い、及び国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）第三条第二項第一号の規定に基づき、国債の金利スワップ取引に関する省令第三条第二項第一号に規定する財務大臣が別に定める特殊の関係のある者を定める件（平成十七年財務省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正し、令和七年五月一日から適用する。

令和七年五月一日

財務大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　国債の金利スワップ取引に関する省令第三条第二項第一号に規定する財務大臣が別に定める特殊の関係のある者は、次の各号	1　国債の金利スワップ取引に関する省令第三条第二項第一号に規定する財務大臣が別に定める特殊の関係のある者は、次の各号

（貸金業調整官）

第二百三十二条の二　［同上］

2　貸金業調整官は、命を受けて、第二百二十一条第一号タからウに掲げる者の監督に関する事務のうち重要な事項についての調整に関する事務を処理する。

附　則

（財務局の管轄区域の特例）

7　［同上］

（財務局及び福岡財務支局の理財部検査監理官の職務及び理財部検査総括課の所掌事務の特例）

8　削除

［見出しを加える。］

9　［同上］

に掲げる会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）に該当する者のうち金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた支店を含む。）又は外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業（金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）若しくは銀行業を営む者であって、かつ、国債市場特別参加者の代理又は媒介により国債の金利スワップ取引を行うことをあらかじめ国との間で約する者とする。

［一～三　略］

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○農林水産省告示第六百七十五号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六十二条の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第五百四十二号（農業保険法第百六十二条の規定に基づき任意共済の共済金額の最高額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業保険法第百六十二条の規定により農林水産大臣が定める任意共済の共済金額の最高額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一・二　（略） 三　農業に従事する者の農機具を共済目的とする任意共済　農機具一台につき三千万円	農業保険法第百六十二条の規定により農林水産大臣が定める任意共済の共済金額の最高額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一・二　（略） 三　農業に従事する者の農機具を共済目的とする任意共済　農機具一台につき二千万円

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第六百七十六号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の規定に基づき、令和六年農林水産省告示第八百七十八号（漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の農林水産大臣が定めた期間は、令和七年七月一日から令和七年十二月二十七日までとする。	漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の農林水産大臣が定めた期間は、令和六年七月一日から令和六年十二月二十七日までとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第六百七十七号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、精米についての検査方法（令和三年農林水産省告示第二千八十号）の一部を次のように改正し、令和七年五月二十一日から施行する。

令和七年五月一日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○法務省告示第八十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年五月一日

法務大臣臨時代理
国務大臣　伊藤　忠彦

静岡地方法務局所属　鈴木　敏宏
静岡地方法務局所属　市原　久幸
金沢地方法務局所属　髙田　浩
広島法務局所属　田中　康裕

○外務省告示第百五十八号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に行われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延長された。

令和七年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書等の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
バングラデシュにおける全球測位衛星システム連続観測点高密化及び験潮所近代化計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文（令和元年六月三十日付け）	令和六年二月一日	令和八年二月二十八日
青年の島における電力供給改善計画のための贈与に関する日本国政府とキューバ共和国政府との間の交換公文（平成三十一年三月二十六日付け）	令和六年二月二十日	令和八年九月三十日
気象ドップラーレーダーシステム整備計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文（平成二十九年六月三十日付け）	令和六年三月十九日	令和十年七月三十一日
ナカラ緊急発電所整備計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文（令和元年十二月十二日付け）	令和六年四月十八日	令和十年十二月三十一日
ザンベジア州中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文（令和元年十二月十二日付け）	令和六年六月十日	令和八年一月三十日
第二次エジプト・日本科学技術大学教育・研究機材調達計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文（平成二十九年十二月十八日付け）	令和六年六月二十三日	令和八年五月三十一日
ナイジェリア疾病予防センター診断能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との交換公文（平成三十一年四月九日付け）	令和六年七月四日	令和十年十二月三十一日
バルバラ地区ナッシブにおける小中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文（令和二年八月三日付け）	令和六年八月十五日	令和七年二月二十八日
柔道スポーツ施設建設計画のための贈与に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の交換公文（平成三十年五月二十八日付け）	令和六年八月二十九日	令和七年五月三十一日
坑口地熱発電システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文（平成二十九年八月十一日付け）	令和六年九月五日	令和七年三月三十一日
灌漑（かんがい）稲作振興のための農業水利整備公社機能強化計画のための贈与に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文（令和元年十月四日付け）	令和六年九月十九日	令和八年三月三十一日
エジプト・日本科学技術大学教育・研究機材調達計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文（平成二十八年七月二十六日付け）	令和六年十二月十九日	令和八年十一月三十日

○外務省告示第百五十九号

令和七年三月十日にニューヨークで、ハイチ共和国における保健施設における水・衛生環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　保健施設における水・衛生環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億八千三百万円

3　署名者

日　本　側　御巫智洋国際連合日本政府代表部大使

国際連合児童基金側　マンディープ・オブリエン公的パートナーシップ局長

令和七年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○外務省告示第百六十号

令和七年二月四日にマニラで、フィリピン共和国におけるバンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域における持続可能な水産業バリューチェーン構築計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

令和七年五月一日

外務大臣臨時代理　国務大臣　林　芳正

1　協力の目的及び内容　バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域における持続可能な水産業バリューチェーン構築計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億八千百万円

3　署名者

日　本　側　遠藤和也在フィリピン大使

国際連合食糧農業機関側　リオネル・アンリ・ヴァランタン・ダバディ在フィリピン事務所代表

○外務省告示第百六十一号

令和七年三月五日にマニラで、フィリピン共和国におけるバンサモロ地域における地域社会の経済開発及び生計に係る取組を通じた人間の安全保障の推進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

令和七年五月一日

外務大臣臨時代理　国務大臣　林　芳正

1　協力の目的及び内容　バンサモロ地域における地域社会の経済開発及び生計に係る取組を通じた人間の安全保障の推進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億五千四百万円

3　署名者

日　本　側　遠藤和也在フィリピン大使

国際連合開発計画側　セルヴァクマラン・ラマチャンドラン在フィリピン事務所代表

○国土交通省告示第三百五十号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（令和七年五月十二日から同月十四日までの毎日午前八時から午後五時までの間、令和七年五月十五日から同月十八日までの毎日午前七時から午後六時までの間に限る。）。

令和七年五月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

大阪府貝塚市二色南町西側岸壁南端から二百十二度六百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十度六百五十メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第三百五十一号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二条第二項第六号の水域を次のように指定する（令和七年五月十二日から同月十四日までの毎日午前八時から午後五時までの間、令和七年五月十五日から同月十八日までの毎日午前七時から午後六時までの間に限る。）。

令和七年五月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

「WGP#1 Asian Championship 2025」の行われる水域（大阪府貝塚市二色南町西側岸壁南端から二百十二度六百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十度六百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から三十二度の方向に引いた線及び陸岸により囲まれた水域）

○観光庁告示第五号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、Ｔｒｕｅ　Ｊａｐａｎ　Ｔｏｕｒ株式会社（登録研修機関第六十一号）から住所を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和七年五月一日

観光庁長官　秡川　直也

一　住所の変更

変更前	東京都港区芝公園三丁目五番八号　機械振興会館本館Ｂ１０９
変更後	東京都港区芝公園三丁目五番八号　機械振興会館

二　変更の年月日　令和七年二月三日

国会事項

衆議院

質問書提出

四月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

関税割当に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

参議院

質問主意書提出

四月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。

我が国に設置された孔子学院及び孔子課堂に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第一〇七号）

フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第一〇八号）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

外務大臣岩屋毅海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（四月二十五日）

○財務大臣臨時代理解職

国務大臣　村上誠一郎

財務大臣加藤勝信帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　村上誠一郎

内閣府特命担当大臣加藤勝信帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる

（仙台高等裁判所判事・仙台簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　見米　正

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上四月二十六日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣石破茂は四月二十七日ベトナム国及びフィリピン国へ出張のため出発した。

○農林水産大臣臨時代理

国務大臣　福岡　資麿

農林水産大臣江藤拓海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　赤澤　亮正

経済産業大臣武藤容治海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○国土交通大臣臨時代理

同　浅尾慶一郎

国土交通大臣中野洋昌海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　平　将明

内閣府特命担当大臣城内実海外出張不在中内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策及び経済安全保障）事務代理を命ずる

同　赤澤　亮正

内閣府特命担当大臣武藤容治海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる（以上四月二十七日）

叙位・叙勲

○叙位

正三位に叙する

（富山大学名誉教授）　古田　佑紀

正四位に叙する

（東京学芸大学名誉教授）　成瀬　優知

従四位に叙する

正五位に叙する（各通）　平野　具男

谷本　修志

堀井　安夫

従五位に叙する

小野　智子　岡野　正則

鍵和田貴司

後藤　榮一　加藤　和夫

齋藤　篤　下館　孝一

須藤　孝一　對馬　浩二

正六位に叙する（各通）

秋元　一一　宇野　和雄

岡村　清子　加藤　和恕

長谷川　潤　山下　順生

岡田徳之輔

後藤　澄夫

従六位に叙する（各通）

岡部　勝　小間　孝志　最首　則夫
手塚　富榮　森本滿喜夫
正七位に叙する（各通）
三浦　行雄　三澤　悟朗
従七位に叙する（各通）（以上三月二十日）
（九州大学名誉教授）
長　憲次
従四位に叙する
永田　存
正五位に叙する
石井　常利　神林　稔
中村　喜昭　山城　正祺
従五位に叙する（各通）
石田　智　片山惠美子
中島　清光　波場　睦夫
正六位に叙する（各通）
伊藤きさゑ　梅森　清博
小村　松雄　佐藤　忠弘
徳永　俊則　長崎　靜夫
宮田　弘　茂木　和夫
渡邉　聡
従六位に叙する（各通）
荒井　隆治
鈴木　則久
正七位に叙する（各通）
須貝　冨雄
従七位に叙する（各通）（以上三月二十一日）
河野　博之
従四位に叙する
大岩　勉
古賀　龍三
竹下　光好
従五位に叙する（各通）
鈴木　巖
渡辺　三雄
正六位に叙する（各通）
笠貫己年男　末廣　光啓
鈴木　朋邦　山崎　政信
従六位に叙する（各通）
名越　晃　西　寛
正七位に叙する（各通）
中尾　金一　日向　秋雄
従七位に叙する（各通）（以上三月二十二日）
大門　隆

（石川県議会議員）
須子　高行
正五位に叙する（各通）
津村　隆夫
遠山　金一
従五位に叙する（各通）
河森　正哲
棚瀬　佳明
（新潟市公立学校長）
小野　輝夫
正六位に叙する（各通）
坂上　忠正　佐藤　隆
縄田　好景　仁田　雅司
向井　昭夫　山口　英之
従六位に叙する（各通）
太田　禎彦
細田　洋治
正七位に叙する（各通）
大江　康仁
従七位に叙する
友田　武人
正八位に叙する（以上三月二十三日）
大山　智
従五位に叙する（三月二十四日）
田名部匡省
正三位に叙する
竹下　修
従六位に叙する
樋口　一男
正七位に叙する（以上三月二十六日）
成松　弘夫
正七位に叙する（三月二十七日）
谷　規夫　武藤　正孝
正七位に叙する（各通）（三月二十九日）
天井　和衛
正七位に叙する（三月三十日）
○叙勲
岩口　義博　浦野　又生　渡邊　仁一
旭日単光章を授ける（各通）（三月二十一日）
（石川県議会議員）
稲村　建男
旭日中綬章を授ける

稲村　建男
西森　英彦
佐藤　虎男
柴崎　正文
寺岡　宏
成田　治郎
菊地　弘志
佐藤　正美
藤原　敬介
坂木　基廣
美谷島俊久
旭日単光章を授ける（以上三月二十三日）
（富山大学名誉教授）
成瀬　優知
瑞宝中綬章を授ける
（東京学芸大学名誉教授）
平野　具男
瑞宝小綬章を授ける
秋元　一一
小野　智子
後藤　榮一
對馬　浩二
三浦　行雄
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上三月二十日）
石井　常利
長　憲次
（九州大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
梅森　清博
伊藤きさゑ
椎野　賢一
中島　清光
瑞宝双光章を授ける（各通）
渡邉　聡
片山惠美子
鈴木　則久
瑞宝小綬章を授ける（各通）
菊地重五郎
長澤　勝夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十一日）
河野　博之
（愛媛大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける
古賀　龍三
小林　繁芳
山崎　政信
瑞宝双光章を授ける（各通）
中尾　金一
日向　秋雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十二日）
柴崎　正文
（法務事務官）
瑞宝中綬章を授ける
須子　高行
遠山　金一
瑞宝小綬章を授ける（各通）

坂木　基廣
佐藤　虎男
谷口　友男
土田　学
（新潟市公立学校長）
津村　隆夫
寺岡　宏
細田　洋治
向井　昭夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
平川　保志
古田　清
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十三日）
菅原　一
瑞宝単光章を授ける（三月二十四日）
竹下　修
瑞宝双光章を授ける（三月二十六日）
嘉山　準次
瑞宝単光章を授ける（三月二十九日）
（二等海佐）
板村　一輝
（同）
松田　拓也
（一等海尉）
西畑　友貴
（二等海尉）
山下　夏輝
旭日双光章を授ける（各通）
（准海尉）
廣田　真
（一等海曹）
堂園　優作
（二等海曹）
福留　崇文
（三等海曹）
甲斐　仁蔵
旭日単光章を授ける（各通）（以上六年四月二十日）

皇室事項

御弔電
天皇陛下は、ローマ教皇フランシスコ台下逝去につき、四月二十三日教皇代行ケビン・ファレル枢機卿猊下へ御弔電を発せられた。
御祝電
天皇陛下は、スウェーデン国王陛下の御誕生日につき、四月二十八日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第15号
人事院は、人事院規則８―12（職員の任免）第18条第１項第４号の規定に基づき、平成26年人事院公示第13号の一部改正に関し、次のとおり決定した。
令和７年５月１日
人事院総裁　川本　裕子
１　次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
1　（略）	1　（略）
2　規則第18条第１項第４号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。	2　規則第18条第１項第４号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職	二　主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第９条第１項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第３条第２項第３号に規定する高度試験のいずれか若しくは応用情報技術者試験の合格に必要な専門的知識又は技術を特に必要とする官職	（新設）
⑶・⑷　（略）	⑵・⑶　（略）
三　（略）	三　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）

2　この決定による改正は、令和７年５月１日から効力を発生する。

公　　告

諸　事　項

工 場 財 団

福島県双葉郡川内村大字上川内字町分396番地１**川内電力株式会社**の工場財団に福島県双葉郡川内村大字上川内字大鷹鳥谷501番１川内風力発電所の工作物（建物を除く）及び機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年５月１日

福島地方法務局富岡出張所

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更について

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

令和７年３月31日　　国家公務員共済組合連合会職員共済組合代表者
国家公務員共済組合連合会理事長　松元　　崇

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変　更　後

（掛金及び負担金の額）

第31条　［略］

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
				連合会・職員団体・組合		
長期組合員	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000
短期組合員	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000
任意継続組合員	78.2/1,000	2.08/1,000	18.48/1,000			

２・３　［略］

変　更　前

（掛金及び負担金の額）

第31条　［略］

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
				連合会・職員団体・組合		
長期組合員	39.1/1,000	1.04/1,000	7.90/1,000	39.1/1,000	1.04/1,000	7.90/1,000
短期組合員	39.1/1,000	1.04/1,000	7.90/1,000	39.1/1,000	1.04/1,000	7.90/1,000
任意継続組合員	78.2/1,000	2.08/1,000	15.80/1,000			

２・３　［略］

備考　表中の □ の記載は、注記である。

附　則

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

２　変更後の第31条第１項の規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日

石川県白山市月橋町七二二番地一二

（甲）医療法人社団新村病院

理事長　新村　篤史

石川県金沢市野町一丁目三番五五号

（乙）医療法人社団隆整会

理事長　川北　哲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十一日

掲載頁　九十一頁（号外第五十九号）

令和七年五月一日

石川県加賀市南郷町弐六番地六

（甲）光パックス石川ＨＰＩ株式会社

代表取締役　大内　宣広

石川県加賀市南郷町弐六番地六

（乙）株式会社光パックス石川

代表取締役　芳山　和彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇六頁（号外第八十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇二頁（号外第八十一号）

令和七年五月一日

静岡県浜松市中央区領家二丁目二五番七号

（甲）株式会社鈴木楽器製作所

代表取締役　鈴木　禮子

静岡県浜松市中央区領家二丁目二五番七号

（乙）株式会社ハモンド・スズキ

代表取締役　鈴木　禮子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日

大阪市中央区本町四丁目八番一―七〇二号

（甲）合同会社ｂｒｕｎｏ

代表社員　奥山　明宏

神奈川県横浜市中区尾上町六丁目八七―一

（乙）合同会社ＥＩＬＹ

代表社員　奥山　明宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十四日

掲載頁　四十五頁（号外第六十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十四日

掲載頁　四十五頁（号外第六十一号）

令和七年五月一日

高知市北久保二番三五号

（甲）栄産業株式会社

代表取締役　小松　徳志

高知市南久保四番二一号

（乙）株式会社八州包装センター

代表取締役　小松　立奈

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりウエルシア薬局株式会社（乙、住所東京都千代田区外神田二丁目二番一五号）のＮＡＲＣＩＳ事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年五月二十三日

掲載頁　四十八頁（号外第一二三号）

（乙）http://www.welcia-yakkyoku.co.jp

令和七年五月一日

岡山市北区表町二丁目六番五六号

株式会社ＭＡＳＡＹＡ

代表取締役　上村　匡弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日

埼玉県吉川市美南三丁目一八番一一号

合同会社ＳＧインベストメント

代表社員　**菅**原　浩樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目七番二―九一三号

合同会社Ｓｎｉｃ

代表社員　西村　新一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日

東京都中野区中央五丁目六番一四号

ジャパンホテル合同会社

代表社員　劉　淑美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日

名古屋市中区丸の内三丁目四番三三号

アールエムケーコンサルタンツ合同会社

代表社員　髙浦　香織

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日

神戸市灘区篠原本町一丁目六番三号

合同会社ゼンキ

代表社員　大森　前幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社カンパニーとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日

岡山市中区原尾島二丁目五番五号　両備グレースマンション原尾島南館五〇三

合名会社村上

代表社員　村上　勝彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千三百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　三十三頁（号外第八十五号）

令和七年五月一日

千葉県柏市船戸一七八八番地の二

株式会社柏染谷農場

代表取締役　染谷　茂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月一日

神奈川県横浜市保土ケ谷区岩井町一―七

株式会社そら

代表取締役　若鍋　孝司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億千八百五十九万円減少し、三億円とすることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月十七日

掲載頁　八十六頁（号外第三十一号）

令和七年五月一日

愛知県豊橋市白河町一〇〇番地

サーラ住宅株式会社

代表取締役社長　大場　吉恭

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって令和七年六月十二日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年五月一日

名古屋市港区藤前四丁目八〇九番地

株式会社武田コーポレーション

代表取締役　武田　潤也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月一日

茨城県水戸市住吉町二八四番地の一

株式会社セイブ

代表取締役　市毛　由之

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月一日

東京都千代田区九段北一丁目一四番一九号

日本乳品貿易株式会社

代表取締役　松田　克也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月一日

新潟市江南区大淵一六三一番地六

タカノ食品株式会社

代表取締役　髙野　聡造

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月一日

大阪市淀川区木川西三丁目六番四号

エレコン株式会社

代表取締役　若松　正身

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である床井秀史が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日

東京都品川区東五反田二丁目一六番一―二八〇四号

ＤＶＢトランスポート・ファイナンス・リミテッド

日本における代表者　床井　秀史

商品先物取引業の廃止の公告

当社は令和七年七月三十一日をもって、商品先物取引業を廃止することといたしましたので、商品先物取引法及び同施行規則の規定により公告いたします。

一．当社が行うお客様の計算による商品市場における取引の結了の方法

令和七年五月三十日の十五時までに全建玉を決済していただきます。全建玉の決済がなされない場合には、令和七年五月三十日の十五時以降に当社がお客様の計算において、全建玉を決済させていただきます。

二．商品先物取引業に関しお客様から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還方法

商品市場における取引の結了後、お客様から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産は、お客様の当社ＦＸ口座の「会員残高（未使用分）」に振り替え、お客様のご指定あるときは、遅滞なくご指定口座へ返還いたします。詳細は特設サイトをご参照ください。

特設サイト：https://www.moneypartners.co.jp/special/integration/

なお、本件にかかわるお問い合わせ等については、以下にご連絡いただきますようお願いいたします。

連絡窓口　株式会社マネーパートナーズ　カスタマーサポート

電話番号　〇一二〇―八六〇―八九四（平日・午前十時～午後五時）

お問合せフォーム、チャットによるお問い合わせもご利用いただけます。

令和七年五月一日

東京都港区六本木三丁目二番一号

株式会社マネーパートナーズ

代表取締役社長　宇留野真澄

優先資本金の額の減少公告

当社は、二〇二五年四月三十日時点における特定借入れ及び発行済み特定社債が、二〇二五年七月一日までにその全額がそれぞれ返済され、償還されることを停止条件とし、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を八億円減少して二百十一億五千三百十万六千円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　四十四頁（号外第八十五号）

令和七年五月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一号京橋エドグラン二十六階

ＳＴＡＣＫ　ＯＣＭ特定目的会社

取締役　田中　芳宏